

区分	【Q】質問内容	【A】回答
申請について	連合自治会で申請することは可能か	連合自治会名で申請すること自体は可能だが、地区（校区）全体を対象として取りまとめた取組みは補助対象事業とはならず、地区（校区）内のいくつかの単位自治会が参加する事業等を取りまとめて申請することは可能である。 また、その場合、参加自治会を変えて、翌年度再度申請することも可能。
〃	補助金の申請には全員の同意が必要となるのか	自治会員全員の賛成までは必要ないが、規約に定めた決議方法により議決していただき、自治会として事業をすることに対して可決する必要がある。
〃	・補助金額の分類のうち、AとBどちらも申請可能か ・採択結果はどこに送られてくるのか	・どちらか一方のみ申請可能 ・申請書の連絡先住所に送付（自治会代表者宛）
補助の可否について	自治会法人化の認可時の手続きを行政書士に依頼する場合も使えるのか	補助金の利用可能。 Aの組織強化で申請可能。
〃	地区の夏まつりに、自治会として新たに出店することに使えるのか	単に出店するだけでなく、自治会区域内の未加入者にもチラシ等の配布により声をかけ、出店のお手伝いを依頼するなど、未加入者にアプローチすることが条件にはなるが、申請は可能。 また、出店することにより自治会内の住民同士の交流ができる内容であることが必須であり、営利を目的としていないことが要件となる。
〃	マンション自治会の結成時にも使用できるのか	マンション自治会が結成に際し、講演会の開催や、弁護士等の専門家に相談する際の経費に利用可能。 サポートリーダーにサポートを依頼する場合はサポートリーダー事業の報償費と重複しないことが条件となる。
〃	若い世代にも参加しやすい、デジタルの導入にも使用可能か	アプリケーションやシステムの導入費用に利用可能。 ただし、翌年度以降の運用費は補助対象外となる。
〃	自治会でのイベントは補助対象になるか	自治会でのイベント（バーベキュー、クリスマス会）などは補助対象にかかる経費は補助対象になるが、この場合はあくまでも自治会未加入世帯にも声をかけた上で実施する新たな取組であることが必要である。
〃	現在、会長等が個人で行っている名簿の作成や行事の案内文の作成のために自治会共有のパソコンを購入することは対象になるか	現在の作業をパソコン作業に置き換えるためだけのパソコンの購入は単なる備品の購入となり、対象外。
〃	自治会で子ども会を復活させようと思っているが、その経費に利用できるか	利用可能

区分	【Q】質問内容	【A】回答
補助の可否について	自治会でSNSを始めたいが、その費用も利用できるのか	初期投資は利用可能 次年度以降のランニングコストについては対象外となる (単年度のみ補助金のため)
〃	自治会内で公式LINEの運用を開始したい	利用可能 原則として交付決定後～年度末に支払いが完了した経費が補助対象となる
〃	新興住宅の新しい団地（ほぼ未加入世帯はなし）でイベントを行うことは補助金の対象になるか。	住民同士の交流事業については、未加入世帯に声をかけることが必要。既に加入している世帯同士が親睦を深めるためのイベントは対象にはならない。
〃	・単位自治会の総会開催前に各班で打ち合わせをしてもらっており、未加入者にも声をかけて実施しているが、その会に併せて新たな取り組みを実施することも対象になるか ・酒類の提供は可能か	・新たな事業として実施するのであれば、対象となるが、各班単位での申請ではなく、単位自治会としての申請であることが必要。 ・酒類の提供は不可
〃	連合自治会（区域全体）単位での防災訓練は補助対象か	連合自治会の区域全体での事業は対象にならない。
〃	防災マップの作成は補助対象か	補助対象
〃	グラウンドゴルフの備品購入は補助対象か（自治会未加入の人にも声をかける。グラウンドゴルフで使用するものを購入する。）	補助対象
〃	日帰りの親睦旅行（温泉施設へ行く）は補助対象か	以下の要件を満たす場合は補助対象 ・未加入世帯に声をかけること ・酒類の提供がないこと（事業費に含まないこと）
〃	自治会で音楽会（音楽のイベント）を行う計画がある。対象になる補助金があるか。回覧を回したりポスターを貼ったりして周知する。	自治会に入っていない人にも声をかけて交流事業を行う場合は、補助対象になる。
〃	①集会所の家具（食器棚、冷蔵庫）の購入は補助対象か ②転倒防止の器具の費用は補助対象か	①対象外 ②物の購入のみは対象外。絡めた防災のイベント等が必要。→防災啓発イベントで転倒防止器具を紹介又は配布する場合は対象
〃	連合自治会が自治会未加入のマンション管理組合を募って防災に関する打ち合わせや避難所等の確認をしたり、地域とマンションをつなぐ会を開催したい	連合自治会が取りまとめて申請可能。 会場費だけでなく、書類の印刷費等も補助対象にできる。
その他	電子回覧板の導入は、市がシステムを構築したりしているか	その準備はない。あくまでも、民間のアプリやシステムを利用する初期費用が補助の対象になる。